

# 道路交通法第108条の2の規定に基づく講習に関する規程の実施に関する細目について

(平成21年月2月10日、岩交通第6号 岩手県警察本部長)

各 部 長  
首席監察官  
各警察署長

道路交通法第108条の2の規定に基づく講習に関する規程(昭和47年岩手県公安委員会規程第1号。以下「講習規程」という。)の実施に関する細目を下記のとおり定め、平成21年4月1日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、特定任意講習実施要領の制定について(平成6年11月1日付け岩運免発第408号)及び道路交通法第108条の2の規定に基づく講習に関する規程の施行について(平成10年10月28日付け岩交通発第85号)は、平成21年4月1日をもって廃止する。

## 記

### 1 講習の場所(第3条関係)

講習規程第3条に規定する公安委員会が指定する場所とは、自動車運転免許試験場、盛岡運転免許センター、県南運転免許センター、沿岸運転免許センター、県北運転免許センター、警察署及び指定講習機関(道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の4に定める指定講習機関をいう。)並びにその他の公安委員会が講習場所として承認した場所がこれに該当する。

### 2 講習の方法等(第4条～第9条及び第10条の2～第14条の15関係)

講習を行うために、講習の方法、指導の要領、留意事項等の具体的項目が必要となる場合は、当該講習の事務を所掌する岩手県警察本部の課長が定めるところによるものとする。

### 3 処分期間の短縮日数の基準に係る受講態度の判断(第10条関係)

講習規程別表第4の備考3の受講態度の判断に当たっては、次のような具体的行為又は態度が認められ、講習実施中に当該本人に対して当該事実について指摘したような場合には、不良と判断する。

- (1) 他の受講者に迷惑となる行為
- (2) 故意に講習の進行を妨げる行為
- (3) 極端に受講意欲が乏しいと認められる行為

### 4 特定任意講習の受講対象者等(第14条の14関係)

- (1) 特定任意講習の受講対象者は、地域、職域、生活環境等に照らし自動車又は原動機付自転車の運転に関し、ほぼ共通の条件下にあると認められる者を対象とする。
- (2) 前号に該当する者が特定任意講習の実施を希望する場合は、希望する者に対して、特定任意講習受講申込書(別記様式1)及び特定任意講習受講者名簿(別記様式2)の提出を求めるものとする。

### 5 講習指導員として適切でないと思われる事情(第16条関係)

講習規程第16条第3項に規定するその他講習指導員として適切でないと認められる事情とは、社会の批判を受けるような行為をした場合が該当することとなる。

6 講習指導員研修（第18条関係）

講習規程別表第11に掲げる講習指導員の要件のうち、警察本部が実施する講習指導員研修は、別に定めるところによるものとする。